

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
自動精算機更新	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	令和3年11月10日	キャノンメディカルシステムズ株式会社山陰支店 松江市朝日町484番地 支店長 白井 孝典	8,118,000	契約の目的物が代替性のない特定の機器であり、契約業者は当該機器の納入業者であることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、随意契約とする。	
移動型 C アームイメージングシステム「ARCADIS Orbic 3D」保守契約	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	令和3年11月22日	小西医療器株式会社松江営業所 松江市平成町182-32 所長 池吉 始	8,514,000	機器納入業者であり同社でなければ保守できないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の目的又は性質が競争を許さない場合」の規定により、随意契約とする。	5年契約

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。